

社会論では、高齢者の自立自助が大前提となっている。その主張の無理を追求していくことの重要さはあるとはいえ、それだけでは事実のうえで政策的対応の谷間が生じざるをえない。批判していくだけではこの谷間がどんどん深くなっていく危険性が大きい。その谷間を埋め立てていくために、いくつかの生協などで開始されているように、協同組合などの中間組織によって「高齢化社会」への対応を考えなければならないであろう。

これらのことは、第4回シンポでの後報告のなかでいわれた「公立公営至上主義の克服」と密接な関係があり、過去に福祉国家求めた運動のあり方をめぐるひとつの反省点となっているであろうことの自覚が必要である。「集团的自助」の世界を協同組合がどう作れるか、いかえれば市場経済と対抗的な内部経済をセクターとしてどのように確保できるかが問われている試金石となろう。その観点から、高齢者協同組合を中心として、衣食住＝医職自由を保障する協同組合間提携が真剣に追求される必要があると思われる。

この点において、専門的知識・技能をもつ協同組合がその能力を動員して協同組合セクターを形成することが社会から要請される日は間近に迫っている。すなわち「衣食」については例えば、消

費生協や農協の知恵と経験が、「住」については住宅生協の知恵と経験が、「医」については医療生協の知恵と経験が、そして「職」については労働者協同組合の知恵と経験が、生かされていく必要があろう。そのうえで、公的サービスのバックアップなどを受けた、高齢者の選択の自由が用意されていかなければならない。協同組合間協同が66年ICA原則からうたわれているが、望ましいあり方ではあっても協同のための具体的契機のないところに協同は成立しにくいのが実状であろう。このような、具体的な契機をきっかけとした協同組合セクターの実体形成が急務となっている。

高齢化社会を目前にした日本型「福祉社会」論が是正されないかぎり、「社会の失敗」を是正する協同組合の役割が重要になってくる。これが具体的な協同組合間協同の契機を提供することになるであろうから、協同組合はセクター形成を真剣に追求しなければならないであろう。これが日本の条件を考慮したときの、協同組合の緊急の課題である。この点で、立て割りの協同組合法という現在の法体系は限界があることは明らかであり、昨年協同集会で提起された協同組合法の体系化・整備が急がれる必要がある。

## 問題提起 ①

佐藤 誠 (立命館大学助教授)

「協同の発見」第16号 1993.7 P.5 「ベーク報告について」をご参照下さい。

### 参加者感想文

◇松村 典子 (福岡/センター事業団・九州本部)

非常に興味深いお話でした。用語等々、むずかしいお話でもあったのですが、問題提起となっていた点は、現場での問題に重なっている点もあり、考えさせられました (もっとも、理論と実行の差はありますが)。

### 参加者感想文

◇小森 淳美 (愛知/愛知県高齢者就労事業団)

柳沢敏勝先生の話をもっとゆっくりと聞きたかったです。報告集が届くのを待っています。